

鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定要領

（目的）

第1条 この要領は、本市が令和2年3月に策定した「鳥羽市男女共同参画基本計画（第3期）」の改定にあたり、上位計画である「鳥羽市総合計画」や国における各種制度改正の動向を踏まえた上で、これらの計画に係る調査分析及び計画策定のための業務を行うものである。

（選定業務）

第2条 鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定委員会は、以下の各項により選定業務を行う。

- 2 提出された各提案資料について、別紙「個別評価表」に基づき評価を行う。
- 3 前項の評価の合計点により、選定を行う。

（プレゼンテーションの実施）

第3条 プレゼンテーションの実施については、別紙「プレゼンテーション細目」により行う。

（評価・採点）

第4条 評価・採点は、項目ごとに次の各号のとおり5段階評価で行うものとし、見積りに対する評価、配点については、次項によるものとする。

- (1) 劣る提案
 - (2) やや劣る提案
 - (3) 普通の提案
 - (4) 良い提案
 - (5) とてもよい提案
- 2 委託業者選定にあたっては、より高い見識と技術力のある業者選定に重点をおくものとし、真に本市が求めている仕様が十分に満たされ、かつ、予定価格の範囲内であることを条件に、見積価格の多寡だけにとらわれず、提案内容の良否をもっとも重視して行うものとする。
- 3 価格に対する評価は、次の計算式（小数第3位を四捨五入）により採点する。

$$\text{得点} = 5 \text{点} \times (\text{契約上限金額} - \text{見積金額}) / (\text{契約上限金額の} 10\%)$$

※得点の上限は5点とする

（業者選定）

第5条 各選定委員において、上記の評価・採点の合計得点数が最高の者1名を優秀提案者として選定し、各選定委員より最も多く優秀提案者として選定されたもので、かつ全選定委員による合計得点数が最高のものを最優秀提案者とする。

- 2 最優秀提案者が複数あった場合または、最優秀提案者の条件を満たすものがない場合は選定委員の協議により決定する。

鳥羽市男女共同参画基本計画（第4期）策定業務プロポーザル選定基準

項 目		評価内容・評価基準
1	一貫性	提案全体に一貫性があり、まとまっているか。
2	的確性	当業務の目的や発注者の意図を的確に把握しているか。 要求仕様に合致しているか。
3	発展性	今後の施策へ活用することを視野に入れた提案であるか。
4	独創性	提案全体の中で創意工夫が見られるか。 独自の視点や手法が取り入れられているか。
5	現実性	現実に遂行可能な提案内容か。 実施効果が高い現実的な提案か。
6	知識・情報力	提案中に鳥羽市や男女共同参画分野に関する広い知識、 関係法令や規制、統計手法等に関する専門的知識がみられるか。 提案に昨今の保健福祉情勢や国県等の動向情報等が含まれているか。
7	地域性	鳥羽市の特色（政策全般、地理、産業等）に通じているか。
8	業務遂行体制	迅速な対応が可能で、専門知識と能力のある担当者確保した体制となっているか。
9	工程管理能力	実施工程に無理がないか。 業務の期限を確実に守れるか。
10	経済性	見積額が契約上限金額内であるか。 高い費用対効果が見込めるか。